

(別紙3)

## 嬉野市小中学校徴収金管理システム導入及び運用保守

### 採点基準表

#### 1 評価方法

嬉野市小中学校徴収金管理システム導入及び運用保守について、下記のとおり評価を行い、契約候補者等を選定する。

なお、見積価格が総額 9,845,000円(税込)を超えた場合は失格とする。

##### (1) 評価概要

企画提案の内容について、技術点(提案書及びプレゼンテーションから評価する)及び見積価格点の採点を行い、その合計点を総合評価点(100点満点)とする。

##### (2) 評価基準

①～④技術点(70点満点) ⑤見積価格点(30点満点) 合計:100点満点

<評価基準>

評価項目	評価の視点	配点
① 事業実績	・学校における事業実績は豊富か。特に、公立の小中学校における実績は豊富か。	5点
② システム要件	・必要な機能や対策がシステムで実現されているか。	10点
③ 業務機能要件	・システムを使ってやりたいこと(やるべきこと)が実現できるか。	20点
④ 企画書	・企画力 ・業務実施体制 ・情報管理	35点
⑤ コスト	見積価格点は、提案者より提出された見積金額(総額)を以下の計算式に当てはめて算出する。 見積価格点 = (最低見積金額 ÷ 提案者の見積額) × 配点(30点) (小数点以下は切り捨てとする。)	30点
合計		100点

#### 2 契約候補者等の選定

このプロポーザルのために組織した評価委員会において、プロポーザル参加者の提案書を評価、採点を行い、最高得点を得た者を契約候補者に特定する。総合評価点が上位1位となった者を「契約候補者」、上位2位となった者を「次点者」として選定する。総合評価

点の最高得点者が複数の場合は、「技術点」が最上位の者を「契約候補者」とし、「技術点」も同点の場合は、出席委員長及び委員の多数決により決定し、可否同数のときは委員長が契約候補者を決定する。次点者の選定についても同様とする。

### 3 その他

技術点が 42 点に達しない場合は、失格とする。

以上